

令和4年度兵庫県立都市公園指定管理者

尼崎の森中央緑地（尼崎スポーツの森）

《 募 集 要 項 》

令和4年8月（更新版）

兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所

兵庫県まちづくり部公園緑地課

目 次

はじめに	2
1 指定管理者選定の目的	2
2 対象公園	3
3 業務の内容	3
4 管理の方法	4
5 指定期間及び業務に係わる経費	6
6 指定管理者と県の責任分担	12
7 応募方法	14
8 応募に関する留意事項	18
9 選定方法	19
10 スケジュール（予定）	24
11 協定の締結	24
12 その他	26
13 応募書類配布先	27
14 申込み・問合せ先	27

はじめに

兵庫県では、平成 14 年 3 月に尼崎臨海地域における環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎 21 世紀の森構想」を策定しました。尼崎スポーツの森は、構想の中で「健康・文化の森」として位置付けられている「尼崎の森中央緑地」の北側に立地しており、県民の健康増進、水泳競技の振興、人の交流、地域の活性化、コミュニティーの形成、子育て支援を目的として整備されました。平成 18 年に開園した当施設は、施設の整備・運営を民間事業者のノウハウを積極的に活かすため PFI 事業として実施してきたため、質の高い公共サービスが提供されています。しかし、開園から 16 年が経過し施設の老朽化の進展やスポーツ・レジャーの社会ニーズの変化に伴い施設内容や運営の見直しが必要な時期を迎えています。

令和 5 年 3 月 31 日に当初の PFI 事業期間が終了し指定管理者制度に移行するにあたり、県では、通常の指定管理業務である既存施設の維持管理だけでなく、老朽化が進む施設・設備の計画的な修繕の実施や尼崎スポーツの森の魅力を高め利用者のサービス向上に資する新たな施設の整備や改修及びソフト事業の提案を期待します。

また、県は平成 28 年に策定した「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」に基づき、県立都市公園の管理運営を行うこととしていますので、この基本方針を踏まえた管理運営を行って下さい。

【尼崎スポーツの森 施設の整備及び維持管理運営のコンセプト】

- 1) 広く県民の健康運動の場として水泳を中心とした施設づくり
 - (1) 県民ニーズの高い水泳を通し、健康づくりや心身のリフレッシュが図れる健康運動のための施設
 - (2) 高齢者をはじめ障害者も含め全ての人々が水泳及び水を利用し、体力づくり・生涯スポーツの場として利用できるとともに、幅広く交流できる施設
- 2) 県内における水泳及びアイススケート競技の中核となる施設づくり
 - (1) 水泳及びアイススケート競技者の本格的な練習や競技力向上などが図れる拠点施設
 - (2) 全国規模、全県規模の水泳及びアイススケート競技大会が開催できる施設
- 3) 通年利用可能な施設づくり
 - (1) 健康運動、各種スポーツが一年を通じ行える施設
 - (2) メインプール施設（50m プール）については冬季アイススケートリンクとして利用できる施設
- 4) 自然環境にやさしい施設づくり太陽光等自然エネルギーの活用などグリーンエネルギーの導入や雨水の利活用などを図った施設

1 指定管理者選定の目的

兵庫県では、県立都市公園の管理業務について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を目指すために、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例(平成 1 6 年条例第 2 号) 第 2 条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則（平成 1 6 年規則第 4 号）並びに兵庫県立都市公園条例（昭和 3 9 年条例第 5 3 号）の規定により、「尼崎の森中央緑地（尼崎スポーツの森）」の施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

2 対象公園

尼崎の森中央緑地（尼崎スポーツの森）

- 所在地 : 尼崎市扇町
開園面積 : 18.9ha（本公募での管理区域は3.5ha）
種別 : 都市緑地
都市計画 : 工業専用地域 尼崎臨海西部拠点地区計画
開園年月日 : 平成18年5月31日 開園
主要施設 : 屋内プール
①メインプール
[50m×25m]全10コース/国際公認10コース、観客席2,000席等
冬季はアイススケートリンクとして利用
②サブプール
[25m×35m]全14コース/国内公認12コース、観客席320席等
③屋外プール『ウォーターパーク』
*ウォータースライダー2種、造波プール等
④フットサルコート
*FIFA公認の人工芝3面
⑤グラウンドゴルフ場
*天然芝全16コース

都市公園法第5条許可施設 :

- ・自動販売機 17台
 - ・物品販売ブース 2カ所、売店2カ所
 - ・有料コインロッカー 2カ所
- ①都市公園法第5条許可施設のうち次期指定管理者が県に管理許可申請を行い、管理しなければならない施設
- ・該当なし
- ②次期指定管理者が管理する必要のない施設
- ・Wi-Fi機器（設置者：ソフトバンクモバイル（株））
 - ・自動車用急速充電設備等（設置者：兵庫県環境部水大気課）

3 業務の内容

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。業務の詳細については、別添の県から示す管理水準書に記載しています。応募にあたっては適切な管理内容を提案して下さい。

※「管理水準書「Ⅱ 維持管理」における管理頻度や方法は、「標準仕様」を示しています。

(1) 維持管理

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③備品等保守管理業務
- ④屋外施設保守管理業務
- ⑤清掃業務
- ⑥植栽維持管理業務
- ⑦警備業務
- ⑧環境衛生管理業務
- ⑨修繕業務（大規模修繕業務を除く）
- ⑩駐車場管理業務

(2) 運営管理

- ①安全巡視
- ②利用の指導・運営
- ③利用料金等の徴収
- ④利用の許可
- ⑤プール施設運営業務
- ⑥アイススケート施設運営業務
- ⑦会議室運営業務
- ⑧遊びの空間運営業務
- ⑨フットサルコート運営業務
- ⑩グラウンドゴルフ場運営業務
- ⑪フィットネスジム運営業務
- ⑫森のギャラリー運営業務
- ⑬シャトルバスの運行
- ⑭利用の増進及び住民参画の取り組み
- ⑮施設命名権導入に伴う対応業務
- ⑯広告誘致に伴う対応業務

(3) 緊急時の対応

- ①災害・事故への対応
- ②警備
- ③損害保険への加入

(4) その他

- ①県への報告
- ②県への損害賠償
- ③指定管理業務以外の業務
 - ・収益事業

4 管理の方法

(1) 法令等の遵守

以下の法令等を遵守し利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営として下さい。

- ・都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、都市計画法、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・消防法、水道法、建築基準法、電気事業法ほか施設維持設備保守点検に関する法規
- ・道路交通法
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・障害者雇用促進法
- ・公益通報者保護法
- ・個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する条例、情報公開条例
- ・公文書等の管理に関する条例
- ・公の施設の指定管理者の指定等に関する条例、公の施設の指定管理者の指定等に関する

条例施行規則

- ・兵庫県立都市公園条例、兵庫県立都市公園条例施行規則
- ・県民の参画と協働の推進に関する条例
- ・暴力団排除条例・暴力団排除条例施行規則
- ・県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱
- ・兵庫県福祉のまちづくり条例
- ・プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）
- ・その他関連法規・通知・要領等

（２）指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規程及び執行の体制を整備し、「３業務の内容」を適切に執行して下さい。

①区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行わなければなりません。手持現金の取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

②施設、物品管理体制の確立

- a 施設、物品の管理について、現行の公園台帳及び貸与備品及び物品一覧表を活用し、適正に管理しなければなりません。
- b 別紙、「資料編」に記載のある管理に必要な備品等は無償で貸与します。
- c 事務室、倉庫、物品等のメンテナンス、修理は指定管理者が行うものとします。
- d 指定管理者が県と協議の上、指定管理業務遂行上必要なものとして購入した備品は、指定管理期間終了後の所有権は県に帰属するものとします。

③人員の配置

業務の遂行にあたっては、各種法令、基準に則り必要な人員配置を行い、当該業務の円滑な運営を実施できる人員配置を行って下さい。

④守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑤個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じなければなりません。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。また、個人情報の漏えい等の行為には、同条例に基づく罰則が適用される場合があります。

⑥情報の公開

指定管理者は、指定管理業務に係る文書等の情報の公開については、県の承認を得て別途情報公開規程等を策定し、必要な措置を講じなければなりません。

⑦行政手続きの措置

指定管理者は、使用許可等の行政処分にかかる審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、これを公にしておく必要があります。

また、聴聞手続に関する規程を定める必要があります。

⑧内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法により、通報・相談窓口の設置、内部規程の整備を行う必要があります。

⑨適正な労働条件の確保

指定管理者は、労働関係法令を遵守し、指定管理業務に従事する労働者の最低賃金額以上の賃金の支払いをはじめ、適正な労働条件を確保するための必要な措置を講じなければなりません。

⑩公文書等の適正な管理

指定管理者は、公文書等の管理に関する条例の規定により、指定管理業務に係る文書の適正な管理に関して、文書管理規定を定めるなど必要な措置を講じなければなりません。

(3) 業務の委託

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができます。しかし、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

業務の一部を第三者に委託し、請け負わせる場合は、暴力団排除条例及び同施行規則及び県契約における労働条件の確保に関する要綱に従わなければなりません。

5 指定期間及び業務に係わる経費

(1) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

(2) 管理経費の算出等について

①指定管理料

・算出

指定管理料の算出に当たっては、必要な経費と利用料金等の収入を勘案し、提案して下さい。なお、必要に応じて指定管理料を算出した内訳資料等の提出を求められます。

・支払い

指定管理料の支払いは、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議のうえ、支払います。

県議会で議決後に県と指定管理者との間で基本協定を締結し、指定管理料はこれに基づいて締結する年度協定に明記します。(別添『資料編』の「年度毎の指定管理料基準額」参照)

・管理口座

本公園の管理業務にかかる経理については、金融機関に専用口座を設けて下さい。

なお、専用口座は、別途、県に対して債権者登録が必要です。

・支払条件

本業務に関して、四半期毎に指定管理者から提出される事業報告書等により、実施状況及び施設の管理状況の確認をした後に支払うこととします。

なお、県と協議のうえ、県が認めた場合は、前払い金を支払うことができることとします。

※ 指定管理料は消費税込みの金額で提案して下さい。

②指定管理料の変更

a 会計年度（4月1日から3月31日まで）毎に、県予算の範囲内で定めるものとします。
なお、提案された指定管理料と県の行財政改革等による県予算に差異が生じた場合は、予算に応じて管理水準を見直すことがあります。指定管理者は、予算に応じた管理水準案を作成し、県に提出しなければなりません。

b 各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じても、精算はせず、年度協定で決定した額は変更しません。

指定管理業務が、年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。

また、利用料金収入が計画と異なる場合にあっては指定管理料は変更しません。

c 公園内に県が新たな施設が新築、更新、増設した場合は、その都度、県は、指定管理料を設定することとします。

d 指定管理期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等があった場合、県の指定管理施設における令和2年度の対応等を踏まえ、指定管理料（還付金）の見直しを行うことがあります。

③利用料金制度

指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とし、管理運營業務に充てることとします。施設毎の利用料金施設は、別添『資料編』の「利用料金施設」とおりです。

指定管理者は、兵庫県立都市公園条例に定める基準金額に0.5を乗じて得た金額から当該基準額に1.5を乗じて得た金額の範囲内の額で、知事の承認を受けて利用料金の額を定めるものとします。利用料金の額の設定に当たっては、新たなサービスの向上や利用促進を図る観点で、積極的な提案を求めます。その際、利用料金を設定した考え方も合わせてご提示下さい。

④利用促進事業

a 事業内容

利用促進事業は、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資するなどの公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、指定管理業務の一環として行う事業です。公園の資源を活かしたプログラムや、参画と協働による取組、公園の広報につながる事業などの提案を求めます。

特に指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。このとき、材料代など最低限の費用を徴収することは可能です。

なお、たとえ「支出が収入を上回る事業」であっても、その内容が上記のような公益的目的を有しないようなイベント等は、収益事業として実施すべきものであり、利用促進事業として実施することはできません。

利用促進事業を実施するに当たり、都市公園法第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料を納付して頂きます。ただし、事業内容に応じて50%又は100%の減免ができることがあります（減免規定は条例に規定）。

b 収支

利用促進事業を行うために、指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることができます。このため、本事業に係わる収支については「様式7 収支計画書」に記載して下さい。

c その他

指定管理者に選定された場合でも、提案された利用促進事業の実施については別途県知事の承認が必要となります。

【参考】

【都市公園法第6条許可】

都市公園内において、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物については、都市公園法第6条に基づく許可申請及び兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。

「50%減免」

- ・公益目的のために占有するとき（設置工事のための占有を含む）。ただし、その利用に料金を徴する事業の用に供するものについてはこの限りではない。

【兵庫県立都市公園条例第4条許可】

県立都市公園内において、都市公園法第6条の仮設工作物の設置を行わないイベント等を行う場合、兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請及び同条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。

「50%減免」

- ・県の後援で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。
- ・国及び市町と共催又は後援で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。

「100%減免」

- ・県と共催で公園の効用を高め又は公益目的のために使用するとき。

⑤事務所経費（建物共済）

公園施設等（木造の建物及び美術品）について、県の定める額をもって県が受取人となる建物共済に加入し、その分担金は、指定管理者の負担とします。（別添『資料編』の「加入保険一覧表」参照）

⑥光熱水費

指定管理者の負担とします。（別添『資料編』の「実績額」参照）

⑦消耗品費

1件10万円未満の事務用消耗品、管理作業用品、機械部品等の購入費用で、指定管理者

の負担とします。(別添『資料編』の「実績額」参照)

事務用品は、別添「資料編」の貸与備品・物品一覧表に記載の備品等を貸与予定として
います。その他必要に応じ県と協議の上、指定管理者の負担で調達することができます。

なお、貸与備品・物品一覧表は予定であり、一部変更することがあります。

⑧部分修繕費

尼崎スポーツの森の施設・設備の計画的な修繕に資するために、管理運営に必要な部分
修繕費を提案して下さい。部分修繕費は年度ごとに2千8百万円を基本として、それを超
える金額を提案して下さい。なお、部分修繕工事の対象範囲は、建築物、建築設備、備品
等及び屋外施設とし、各保守管理業務と一体的に実施して下さい。

指定管理者は毎年度、提案額に応じた「部分修繕計画書」を県と協議の上作成し提出し
て下さい。指定管理者は、提案額と同額以上を執行する必要があります。緊急的に工事が
発生した場合は、協議により部分修繕計画書の内容を変更して、これに対応することとし
ます。

なお、2千8百万円は県の指定管理費をあてることができますが、それを超える金額は
利用者数の増加や自主事業の収益から回収できるよう、事業計画書(『様式集』「様式6」)、
収支計画書(『様式集』「様式7」)を作成して下さい。また、実績額が提案額を上回る場
合も県は追加の支出を行いません。

区 分	実施者	内容
部 分 修 繕	指定管理者	・大規模修繕に至らない工事。 (可動床部品交換、ポンプ類修理、消防設備修理、ガス吸収式冷温水器 部品取替、競泳競技測定器修理等)
大 規 模 修 繕	県	・施設の老朽化に伴い著しく建築及び建築設備、主要設備の機能が低下 し、建築物の使用にあたり支障をきたすため改善を目的とした工事。 建築：建物の一側面・連続する一面全体または全面に対して行う修繕。 電気：機器、配線の全面的な更新を行う修繕。 機械：機器、配管の全面的な更新を行う修繕。 (別添『資料編』の「本事業において想定される大規模修繕(案)」参照)

ただし、原因が指定管理者にある場合は、この限りではありません。

⑨委託費

- ・ホームページの管理運営費

ホームページの作成および維持管理、プロバイダ契約等については、指定管理者の負担
とします。なお、指定管理業務の引継が発生した場合は円滑に引継ぎを行うようにして下
さい。特に、次期指定管理者は利用者への情報提供に空白期間を作らないようにして下
さい。

- ・インターネット等による施設予約

利用者が、インターネット等により公園施設の利用予約が可能なシステムを導入して下
さい。

⑩印刷製本費

- ・パンフレット作成費

パンフレットの作成については、指定管理者の負担とします。なお、指定管理業務の引継ぎが発生した場合は、次期指定管理者は指定管理業務開始までに現在のパンフレットの問い合わせ先を修正する等の対応を行って下さい。

⑪賃借料

AED（自動体外除細動器）を屋内プール、フットサルコート、冬期アイススケート場監視室の計3箇所に設置しています。指定管理者は、リース業者と契約を締結して下さい。

⑫事業所税

事業所税が課税されます。

（3）収益事業の実施

①事業内容

収益事業とは、都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う、利用促進事業に該当しない事業（収益施設の設置、物品販売、イベント等）のことを示します。

また、本事業を行うに際し、都市公園法第5条、第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。

【収益事業の例】

- ・プールやアイススケートリンク、フットサルコート、フィットネス棟のスタジオなどの運動施設を活用したスポーツスクールや体験プログラム等の運営*
- ・会員制度導入による収益性を高めた施設運営の提案*
- ・屋外プールの夏季以外の有効活用を図る提案
- ・収益施設の設置（例：自動販売機、手ぶらバーベキュー、コインロッカー等）

*会員制度を導入し、月額で会員料金（スクール料金含む）等を徴収する場合は、下記の点にご注意ください。

- ①条例で利用料金が定められている施設（屋内プール、アイススケートリンク、フットサルコート、フィットネスジム等）を使用する場合は、施設の利用料金相当を利用料金として計上すること

算定例) 25mの屋内プールに会員専用のコースを1コース設ける場合

366,700円（専用利用・全面）÷14コース×1コース×開館日

- ②条例で利用料金が定められていない施設（スタジオ等）を使用する場合は、都市公園法・兵庫県立都市公園条例に基づく使用料を納付すること

【都市公園法第5条許可施設】

（設置許可施設）

当公園には、利用者のサービス向上を図るため、自動販売機、有料ロッカーが設置さ

れています。次期指定管理者が引き続き設置することは協議の上可能ですが、県に対して許可申請及び使用料の納付が必要となります。(P. 30<参考 2 : 使用料>及び別添『資料編』参照)

②収益事業の実施承認

指定管理者に選定された場合でも、提案された収益事業の実施については別途県知事の承認が必要となります。なお、承認後の利用促進事業への変更は認めません。

(4) 施設の魅力を高める改修等事業

①事業内容

原則、指定管理期間終了後に現状回復することを条件に、指定管理者自らの負担で施設・設備の一部を変更、改修、整備する提案を行うことができます。ただし、メインプール及びアイススケートについては、現在の用途を原則維持して下さい。また、施設・設備の一部を変更、改修、整備するに際しては、指定管理者の指定後、県との協議を踏まえ、最終決定します。なお、これにかかる投資は本事業の利益から回収できるよう計画して下さい。また、指定管理期間終了時の取り扱いとして、施設等の価値を高めたるものについては、無償譲渡の上、現状回復は不要とします。

例) グラウンドゴルフ場を改修してバーベキュー場の設置、ジャグジーの機能向上、遊びの空間(森の子ども広場)の改修など

②許可申請について

本事業を行うに際し、都市公園法第5条または兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料の納付が必要となります。

③インフラの取り扱いについて

電気・通信・水道・ガス及び下水道管の供給について園内および周辺の敷設状況を確認し、各事業者と協議の上、可能な限り新たな引き込みを行って下さい。やむを得ず既存の施設から供給する必要がある場合は、県の承諾を得た上で、電気、通信、水道及びガスについては、子メーター等の設置により使用料が明確になるよう配置を計画し、整備を行って下さい。

④法令遵守

施設・設備の一部変更、改修、整備の実施に係る法的手続き^{*1*2}は、指定管理者が行って下さい。提案にあたっては、事前に都市計画法や建築基準法等各種法令等の規定を十分に確認の上、実現可能な提案内容として下さい。

※1 本施設は都市計画の用途地域として工業専用地域に立地しています。

そのため、提案する施設の内容・用途によっては、地区計画の土地利用方針を踏まえたうえで、建築基準法第48条但し書き許可を受ける必要がある場合があります。なお、詳細については尼崎市建築指導課・都市計画課へご相談下さい。

※2 メインアリーナ及びサブアリーナの入る建築物は、建築基準法施行令第129条の2第1項の規定に基づき全館避難安全検証法を適用しているため、建築物の用途の変更や改修等を行う場合は、内容を確認の上、必要な手続きを行って下さい。

⑤利用料金施設の廃止や用途変更を伴う場合の留意事項

提案内容によって、利用料金施設の廃止や用途変更を行う場合は、兵庫県の都市公園条例の改正が必要となる場合があります。その場合は議会の議決を経た後に、事業が確定しますので留意下さい。また、利用料金施設の廃止に伴い、指定管理料の変更をする場合があります。

⑥工事の実施時期について

工事の実施は指定管理開始後とします。事業効果の早期発現に努め、工事の実施を行って下さい。

6 指定管理者と県の責任分担

指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」の通りとします。
なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

責任分担表

項 目		指定管理者	兵庫県
運営の基本的な考え方			○
広 報	広報	○	
	県広報		○
公園の管理運営	(施設の利用調整、利用指導、案内、警備、事故の報告、苦情対応、安全衛生管理、利用促進等)	○	
公園施設の維持管理	(植物の維持管理、清掃、施設保守点検、設備の法定点検等、光熱費の支出)	○	
公園施設の法的管理	施設利用の承認など	○	
	占用、行為許可(※1)		○
事故・事件対応		○	
公園施設の改修、修繕等	指定管理者の帰責事由に基づかないもの	大規模修繕(※2) 部分修繕(大規模修繕に至らない修繕)	○
	指定管理者の帰責事由に基づくもの		○
公園内の備品等の管理・修繕	備品等の管理		○
	備品等	指定管理者の帰責事由に基づくもの(経年劣化等を含む)	○
	修繕	指定管理者の帰責事由に基づかないもの(経年劣化等は除く)	協議
不可抗力(県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増加		(県への報告・応急対策)	○
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
災害対応	防災対策マニュアルの作成、待機連絡体制の確保、公園利用者の安全確保、緊急点検の実施、県への報告、応急対応、県からの指定・指示への対応	○	
	災害復旧(本復旧工事)		○

テロ、暴動、感染症対策等に伴う業務停止等の運営リスク		協議	
指定管理者の帰責事由に基づく兵庫県及び第3者への損害賠償		○	
指定期間中における「公の施設」増築に伴う増加費用や廃止・縮小に伴う損害・増加費用の負担		協議	
市場環境の変化（競合施設の増加、利用者数の減少等）		○	
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	指定管理に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	上記以外の変更	○	
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、県からの経費の支払遅延によって生じた事由		○
	上記の場合以外	○	
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○

※1 行為許可の内、都市公園法第7条第6号、兵庫県都市公園条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

※2 大規模修繕とは、施設の老朽化に伴い著しく建築及び建築設備、主要設備の機能が低下し、建築物の使用にあたり支障がきたされるため改善を目的とした工事

建築：建物の一側面・連続する一面全体または全面に対して行う修繕。

電気：機器、配線の全面的な更新を行う修繕

機械：機器、配管の全面的な更新を行う修繕

7 応募方法

(1) 募集要項の公開

募集要項は令和4年7月5日（火）から県ホームページに掲載しています。

(2) 管理水準書及び応募書類等の配布

応募に必要な関係書類はCD-Rによる直接配布とします。お手数ですが「13 応募書類配布先」までお越し下さい。

現地説明会申し込み、応募に必要な書類は、県ホームページからはダウンロードできませんので配布場所にてお受け取り下さい。

配布期間：令和4年7月5日（火）から令和4年9月30日（金）までを予定（土日祝除く）
9時～12時、13時～17時

配布場所：「13 応募書類配布先」参照

(3) 応募者の資格

①法人格を有する団体（以下「法人」という。）、又はそのグループ

②公園又はこれに類する施設に係わる維持管理業務を遂行する能力を有する団体

③次に該当する法人は、応募することができません。

a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

b 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係わる同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

c 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者。

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係わる同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

d 兵庫県から兵庫県指名停止基準により、競争入札の参加に関して指名停止を受けている者

e 兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む）、国税を滞納している者

f 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資

本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金を控除した額とする)を上回っている者。

- g 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている者
- h 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法第42条に該当する者
- i 兵庫県から施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者
- j 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- k 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。以下同じ)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
- l 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む者

(4) グループ応募の場合の条件

- ①複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。
- ②同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③単独で応募した法人は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④代表となる法人及びグループを構成する法人の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。
- ⑤グループにより応募する場合は、その個々の構成員を対象として上記(3)の資格を満たすか否か判断します。

(5) 現地説明会

管理運営対象施設の現地説明会を行います。当日は、募集要項等の資料は配布いたしませんので、事前に上記(2)の資料を入手の上ご持参下さい。

参加希望の方は令和4年7月19日(火)17時まで(必着)に、参加申込書(様式8)を「14 申込み・問合せ先」までEメールにて送付して下さい。参加人数は構成団体全体で6名までとします。

なお、暑い時期の開催となりますので、参加される方は熱中症対策など各自体調管理に努めて下さい。また、本県では「夏のエコスタイル」を実施しております。各々のご判断により、ノーネクタイ・ノージャケットの軽装及び歩きやすい靴でお越し下さい。

① 尼崎の森中央緑地(尼崎スポーツの森)

開催日時: 令和4年7月25日(月) 13時半から

集合場所: 尼崎スポーツの森 シャトルバス乗降場(尼崎市扇町43)

交通手段: (自動車) 「尼崎センタープール前駅」から車・タクシーで約10分

(公共交通) 阪神電車「出屋敷駅」路線バス乗り場から『尼崎スポーツの森』行

き阪神バスで約 12 分

(6) 質問事項の受付及び回答方法など

- ①質問受付期間：(第1回) 令和4年7月19日(火) 9時～令和4年7月26日(火) 17時
まで(必着)
(第2回) 令和4年8月22日(月) 9時～令和4年8月26日(金) 17時
まで(必着)
- ②受付方法：質問票(様式9)1枚につき1問の質問事項を記入のうえ、「14 申込み・
問合せ先」までEメールにて送付して下さい。(質問票には、必ず応募書類
受取り時に発行する受付番号と応募者毎の通し番号を記入して下さい。受
付番号が無い質問にはお答えしません。)
- ③質問回答：質問に関する回答は、兵庫県ホームページ
(http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd26/wd26_000000008.html)にて、
お知らせします。

(7) 応募書類の受付

- ①受付期間：令和4年9月21日(水) から令和4年9月30日(金) まで
9時～12時、13時～17時
※受付期間後は受け付けません。
受付期間後の応募書類の変更及び追加は原則認めません。
- ②受付場所：「14 申込み・問合せ先」に提出願います。
※提出書類は必ず持参して下さい。郵送等による書類の提出は受け付けません。

(8) 応募書類

以下に示す、1～10の所定の書類を提出して下さい。枚数制限がありますのでご注意ください。ページ数を入れ、両面印刷とし、簡易な製本（インデックス付き）にして下さい。応募書類2、3、6、10については、電子データも提出願います。なお、電子データは、ワード又はエクセル、パワーポイントで作成しデータをCD-Rに収容するものとします。

No.	応募書類	様式・枚数制限	電子データ	提出部数	
				正	副
1	兵庫県公園施設指定管理者指定申請書	様式1 : 1枚	—	1	1
2	法人の概要1	様式2 : 1枚	○	1	1
3	法人の概要2（グループ応募の場合のみ）	様式3 : 1枚	○	1	1
4	共同事業体協定書兼委任状（グループ応募の場合のみ）	様式4 : 1枚	—	1	1
5	宣誓書	様式5 : 1枚	—	1	1
6	事業計画書及び収支計画書	様式6～7：枚数は項目により指定があります	○	各1	各1
7	・法人、又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・法人、又は団体のパンフレット	任意	—	1	1
8	・応募書類を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書	任意	—	1	1
9	○法人にあつては、 ・法人の登記簿謄本 ・様式第6号 障害者雇用状況報告書（写） （対象法人のみ） ・納税証明書 1）兵庫県税：納税証明書（3） 「5 全税目（個人県民税及び地方消費税を除く）」 2）国税：納税証明書（その3の3） ・過去3年間の 1）貸借対照表（直近1年の貸借対照表には法人確定申告に付随する借入金及び支払利子の内訳書を添付すること） 2）損益計算書 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書 ○その他の団体にあつては、 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書	任意（障害者雇用状況報告書・納税証明書を除く）	—	1	1
10	・プレゼンテーション資料（事業計画書【プレゼンテーション審査対象】を説明用としてとりまとめたもの）	様式任意 A3 3枚 文字サイズ 12pt	○	1	1

8 応募に関する留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する県職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 追加資料の提出等

県が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

(5) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出して下さい。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用することができるものとします。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

また、情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

(9) 事業計画書記載に当たっての留意点

①取組実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載して下さい。

②業務の内容については「管理水準書」を参照して下さい。

③様式に記載された収益事業等について、県の判断により、提案された内容どおりの実施を認めるものではありません。

④利用状況や利用者特性については「公園資料編」及び「兵庫県立都市公園指定管理者公募公園の概要」も参考にして下さい。

9 選定方法

(1) 選定の手順

①資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、県の担当部署において資格審査を行います。また、書類内容については、県の担当部署から確認、照会等を行う場合があります。

②本審査

資格審査通過後、県が設置する指定管理者候補者選定委員会で審査します。

a 書類審査：70点

b プレゼンテーション審査：130点

書類審査点及びプレゼンテーション審査点の合計点で審査します。

【プレゼンテーション審査に当たっての留意点】

資格審査を通過した応募者に対して実施します。

プレゼンテーションは、審査委員において既に「事業計画書」の内容が確認されていることを前提に、その事業計画の特徴や力を置いている点、特に強調したいところなど、応募者としてアピールしたいところをわかりやすく説明して下さい。

a 審査は応募者によるプレゼンテーションと委員による質疑応答で行います。

b プレゼンテーションの時間は15分とさせていただきます。

c 当日、不参加の場合は、審査の対象外とします。

d 審査対象書類として、委員には事業計画書とプレゼンテーション資料（A3 3枚）を配付します。プレゼンテーション資料は、事業計画書の中の独自性のある点や重きを置いている点など、特徴ある項目についてわかりやすく記載して下さい。

e 審査はプレゼンテーション資料をプロジェクターに投影しますので、それを用いて説明して下さい。また、パワーポイントや動画等の別媒体を用いることはできません。

f 応募書類に記載している以上に何かを実施しますという発言は、審査対象外とします。

g プレゼンテーション審査に館長就任予定者が出席する場合は、冒頭において自らの経験や能力を活かしてどのような公園運営を行いたいのか簡潔にPRして下さい。

h 詳細につきましては、別途お知らせします。

③ 指定管理者候補者の選定

まちづくり部次長が議長を務める選定会議で選定委員会の報告を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。県は、この結果を速やかに公表するとともに応募者に通知します。

④指定管理者の指定

議会の議決を経た後、県知事は指定管理者の指定を行います。

(2) 審査の基準

指定管理者の審査は、「公の施設の指定管理者の指定等に関する条例」に規定する基準により、審査の視点毎に評価し、総合評価方式で行います。なお、提案された指定管理料が基準額（別添『資料編』の「年度毎の基準額」参照）を超える場合は失格とします。

【条例に規定する指定の基準】

- ① 公の施設の管理の業務に関する計画が、管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- ② 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(3) 審査の視点

前述(2)の基準を踏まえ、書類審査、プレゼンテーション審査毎に以下の視点に基づき評価します。

① 書類審査（基礎的な管理運営の審査）

主に事業計画書「1 対象施設の管理運営について」「2 都市公園等管理運営実績について」に記載頂いた内容を以下の視点に基づき評価します。

項目	審査の視点	配点
日常の安全管理	・事故防止のための点検・巡回、防犯・防災対策や安全衛生管理（飲食施設その他の食品提供施設を含む場合）の方針、安全対策の研修等の提案がなされているか	5
非常時の対応	・非常時対応マニュアルなどの提案や非常時に備えた訓練、研修、体制についての提案がなされているか	5
応募者の経営能力	提出された応募者の決算報告書等の経理書類等から、応募者の経営能力を評価 法人：当期一般正味財産増減額の目標達成状況 ≥ 0 5点 当期一般正味財産増減額の目標達成状況 < 0 3点 民間：売上高経常利益率、自己資本比率、総資産額をそれぞれ評価し、合計値から点数を決定 NPO：「NPO法の運用方針」の「報告徴収などの対象となり得る監督基準」に該当しているか、またその他事業で2事業年度連続して利益を上げているかを評価する。	5
類似施設の実績	・公認50mプール、アイススケートリンク、屋外レジャープールの管理実績の有無	5
県内に有する本店・支店	・代表となる法人又はグループを構成する法人において、県内に本店・支店を有しているか	5

管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の現場組織について明確に人数、役割分担が示されているか (所長や主要職員の責務、役割及び経験) ・現場以外(本社・本部等)の現場管理支援体制の考え方 ・総括責任者(館長)の館長としての経験の有無 これまでに館長として指定管理者制度によるスポーツ施設の運営経験が1年以上ある。もしくは、指定管理者者制度以外で、館長としてスポーツ施設の運営経験が1年以上ある。 ・職員の下記の資格保有の状況 公認プール施設運営士、公認スポーツ施設運営士、公認スポーツ施設管理士、公認トレーニング指導士、健康運動指導士 	15
コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等の企業倫理、諸規程の整備や公正労働基準の確保などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む) ・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ・団体等の社会貢献、CSR、SDGsの計画策定、活動実績について 	5
本公園の現指定管理にかかるとする管理運営の実績評価	<p>本公園の現指定管理者の管理運営評価(管理者評価)に基づき、実績年平均で加算する。</p> <p>S(優)評価: 5点、A(良)評価: 3点、 B(可)評価: 1点、C(不可)評価: 0点</p> <p>新規の応募者については、A評価とする</p>	5
管理経費の節減努力	20(配点) × 「最低提案額」 / 「各応募者の提案額」	20
計		70

② プレゼンテーション審査（プログラム等の審査）

主に事業計画書「3 公園の管理運営の基本方針について」に記載頂いた内容を以下の視点で評価します。

審査の項目	配点	審査の視点
管理運営方針	10点	施設の設置目的を適切に捉え、それに対応した管理運営方針が提案されているか。 【設置目的】 県民の健康増進や県における水泳競技の振興、人との交流、地域の活性化、コミュニケーションの形成、子育て支援等
維持管理・運営管理業務の実施方針	30点	管理水準書に示す維持管理作業の提案 ・建築物・建築設備・備品等・屋外施設の補修管理等の実施方針の提案 ・環境衛生管理業務の実施方針の提案 ・作業時の利用者や作業者の安全管理の提案 ・施設・設備の計画的な修繕等の実施提案 ・予防保全、計画修繕等、効率的な維持管理業務を行うための工夫があれば、さらに評価を行う。 管理水準書に示す運営管理作業の提案 ・利用者の安全・快適に利用できる施設の運営管理の提案 ・施設利用者の利便性を考慮した開館期間や時間の設定 ・尼崎の森中央緑地との連携により利用促進を図る提案 ・尼崎 21 世紀の森構想の実現に向けた取り組み提案
平等利用の確保や利用者サービスの向上策	10点	・高齢者・障害者・幼児などの利用に配慮した対応、一部利用者の利用が他の利用者の迷惑とならないような対応など、誰もが利用しやすくなるような内容となっているか ・接客対応及び利用指導に関する体制、マニュアル、研修等の具体的な提案がなされているか ・利用者ニーズ、苦情、リクエスト等を把握し、迅速に対応及び反映ができる仕組みや体制になっているか
兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性	80点	別表 1 を参照 具体性・実現性・効率性等の観点から審査
計	130点	

兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性の視点（尼崎スポーツの森）

目標	方針	視点	配点
活力あふれる地域づくりに資する公園	地域の活性化をもたらす公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設などを生かした地域の活性化や、施設を活かした心身の健康づくりなどに資する提案 ・多くの利用者を確保するための工夫 ・水泳、アイススケートなどのスポーツ拠点としての工夫 ・各種スポーツ関係団体との連携や大会開催等に関する提案 	20点
	元気で健康的な生活に資する公園づくり		
子育てに資する公園	子育て世代を支援する公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園資源を生かした子育て世代を支援するプログラムの推進 ・野外活動やスポーツを通じた心身の育成、自然との共生などを学ぶ場づくり 	10点
	子どもを育む公園づくり		
	3世代が楽しめる公園づくり		
環境との共生に資する公園	自然環境等を守り・生かす公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー等の活用の推進 ・SDGS等、自然環境に配慮した提案 	5点
安全安心な地域づくりに資する公園	安心地域づくりに役立つ公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視や安全点検の徹底、安全確保の改修等の提案 ・コロナ禍をきっかけとした安全・安心対策の推進に資する提案 	5点
	誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり		
持続可能なパークマネジメントの推進	効率的な老朽化対策の計画的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化対策など計画的な修繕計画の提案 ・施設間連携、民間企業との連携等、効率的な事業推進の提案 ・時代に即した手法、効果的な情報発信など効率的な広報の推進に資する提案 	10点
	施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進		
	より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫		
	県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫		
	効果的な広報の推進		
特色ある提案		<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目のような事業者のアイデア・ノウハウを活かした提案とその投資額 ・施設の魅力を高める収益事業の提案及びその収益の公園への還元方法（既存施設の修繕、機能アップ等） ・夏季以外の屋外プールの利用など、通年利用可能な提案 ・グラウンドゴルフ場の活用に関する提案 ・ポストコロナ社会における公園の新たな利活用方法を含めた管理運営方法の提案 	30点
計			80点

※ この表は、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の「第3章 基本方針」に基づいています。

10 スケジュール（予定）

募集の開始：令和4年7月5日（火）
募集要項等配布期間：令和4年7月5日（火）～9月30日（金）
現地説明会：令和4年7月25日（月）
質問事項の受付期間（第1回）：令和4年7月19日（火）～7月26日（火）
質問の回答（第1回）：令和4年7月27日（水）～8月5日（金）
質問事項の受付期間（第2回）：令和4年8月22日（月）～8月26日（金）
質問の回答（第2回）：令和4年8月29日（月）～9月5日（月）
応募書類受付期間：令和4年9月21日（水）～9月30日（金）
募集の終了：令和4年9月30日（金）
プレゼンテーション審査：令和4年10月中旬～下旬
選定結果の公表、応募者への通知：令和4年11月下旬
兵庫県議会における議決：令和4年12月中旬
指定管理者の指定：令和5年1月中旬
協定の締結：令和5年1月下旬
業務引継ぎ：令和5年1月中旬～3月下旬
指定管理者による管理の開始：令和5年4月1日より

※スケジュール（予定）は、応募状況等により一部変更する事があります。

スケジュール等の変更は兵庫県ホームページ

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd26/wd26_000000008.html)にて、お知らせします。

11 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務及び収益事業等に関し、協定を締結します。

なお、指定管理者の指定については、優先交渉権者に協定の交渉の第一優先交渉権を付与したもので、令和5年3月31日までに合意に至らなかった場合は、次点交渉権者に交渉権が移行するものとします。

(1) 協定事項

県が示す応募書類に基づき、県と協議の上で指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。協定は、基本協定と年度協定に区分し、それぞれ、次の事項より、県が認める項目を規定するものとします。また、協定に併せて、暴力団排除条例、県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱に関する事項について記載した誓約書の提出を求めます。

①基本協定

a 総括的事項

協定の趣旨、指定管理者が行う業務の内容、指定期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置に関する事項等

b 業務の実施体制に関する事項

関係法令等の遵守、利用の事務を行わない日及び窓口受付時間等、業務履行における指定管理者の義務、県有財産及び県有物品の使用の承認又は貸付け、業務により取得した物品類の帰属、緊急時の対応等

- c 業務の実施に関する事項
業務の水準の確保に関する事項（管理運営基準、事務処理要綱等）、施設・物品の改修・修繕に関する事項
- d 経費に関する事項
指定管理料の支払い方法、利用料金収入の取扱い、指定管理者の経理に関する事項、管理に必要な物品等の扱い等
- e 指定管理者提案事業に関する事項
実施する事業に関する事項、作業計画に関する事項、実施条件等
- f 業務の報告及び監督に関する事項
事業報告書の提出に関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合の報告に関する事項、県による履行確認に関する事項
- g 損害賠償及び不可抗力に関する事項
損害賠償に関する事項、第三者への賠償に関する事項、保険に関する事項、不可抗力発生時の対応に関する事項
- h 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項等
- i 指定期間終了に伴う措置に関する事項
原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項、財産の処理に関する事項等
- j 協定の実施に伴う細目的事項
- k 報告書等の提出の具体的な時期等
- l 全業務の第三者への包括委任の禁止に関する事項
- m 個人情報保護に関する事項
- n 情報の公開に関する事項
- o 行政手続きに関する事項
- p 公益通報者保護に関する事項
- q 適正な労働条件の確保に関する事項
- r その他の事項
権利義務の譲渡の禁止、疑義の取扱い等

②年度協定

- a 当該年度の指定管理料に関する事項
- b 当該年度の実施業務の範囲等に関する事項
- c その他必要な事項

③誓約書

- a 兵庫県暴力団排除条例に関する事項
- b 県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱に関する事項

(2) 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格を喪失したとき。
- ④ 誓約書を提出しないとき。

1 2 その他

(1) 事業報告

指定管理者は、四半期毎に事業実施状況を県に報告するものとします。加えて会計年度終了後、50日以内に事業報告書及び決算報告書を作成し、提出するものとします。

また、県は、公園管理に適正を期するため、指定管理者の業務及び経理に関し、定期又は臨時に報告を求め、必要に応じてその管理する施設に立ち入って実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとします。

(2) 自己評価

指定管理者は、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、事業報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告しなければなりません。

なお、利用者満足度調査については、以下を目標にアンケート調査を実施し、その結果を自己評価に反映させなければなりません。また、調査項目、調査日については、県と協議の上決定することとします。

【年間目標調査数】

- ① 公園利用アンケート：200人（通年）
- ② イベントアンケート：200人（原則2回：春、秋のイベントで各1回）

※ 「指定管理者制度に関するガイドライン」は兵庫県のホームページに掲載しています。

HPアドレス：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/pa06_000000001.html

なお、指定管理期間中に、外部有識者による管理運営状況評価を実施します。

(3) 実績評価及び指定管理者への罰則

県は、指定管理業務の水準を確認するため、事業報告書や実地調査の結果等に基づき、実績評価を行います。

実績評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるときは、県は必要な改善措置を講じるよう指示し、それでも改善が見られない場合は施設利用者の利用に当たっての支障の程度に応じて、実績を公表するとともに指定管理者に以下の罰則措置を講じるものとします。

- ① 次回の指定管理者選定（公募）時の評価へ反映
- ② 違約金の支払い
- ③ 管理業務の全部または一部の停止

また、著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるときは、県は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(5) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引継ぐ必要があるときは、円滑に引継ぎを行わなければなりません。なお、引継ぎに伴う経費は、次期指定管理者の負担とします。また、引継ぎは、県と新旧指定管理者の3者が十分に連携して行うものとし、県は進捗管理や必要に応じて立ち会いを行うものとします。

指定管理者が新たに職員を雇用する場合は、現指定管理者の下で管理運営業務に従事する職員のうち、継続雇用を希望する者の雇用に一定配慮して下さい。

1.3 応募書類配布先

① 兵庫県まちづくり部公園緑地課企画管理班 (兵庫県庁1号館 11階)

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

担当者：守、上田

電 話：代表078-341-7711 (内線4484)

② 兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所 尼崎21世紀プロジェクト推進室調整課

住 所：〒660-8588 尼崎市東灘波町5-21-8

担当者：大坪、暮石

電 話：06-6481-7641

1.4 申込み・問合せ先

兵庫県まちづくり部公園緑地課企画管理班 (兵庫県庁1号館 11階)

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

担当者：守、上田

電 話：代表078-341-7711 (内線4484)

E-mail：kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp

<参考1：利用料金施設>

兵庫県立都市公園条例第15条の2に規定する料金

区分		単位	基準額	備考	
屋内プール	専用に利用する場合	1コースにつき1時間	10,500円		
		全面につき1日	366,700円		
	共同で利用する場合	1人1回につき	800円の範囲内で規則で定める額		
アイススケートリンク	興行のために利用する場合	1日につき	366,700円		
	興行のために以外に利用する場合	専用に利用する場合	1時間につき		23,000円
		共同で利用する場合	1人1回につき		1,200円の範囲内で規則で定める額
フットサルコート	専用に利用する場合	法人が年間を通じて利用するとき。	1年につき	110,000円	左側の上段に掲げる額に下段に掲げる額を加算した額とする。
			1面につき1時間	8,800円	
		チームが年間を通じて利用するとき。	1年につき	11,000円	左側の上段に掲げる額に下段に掲げる額を加算した額とする。
			1面につき1時間	8,800円	
	共同で利用する場合	年間を通じて利用するとき。	1面につき1時間	11,000円	
			1人1年につき	3,300円	左側の上段に掲げる額に下段に掲げる額を加算した額とする。
	1人2時間につき	1,000円			
グラウンドゴルフ場	専用に利用する場合	8ホールにつき2時間	6,300円		
		8ホールにつき1日	25,200円		
	共同で利用する場合	8ホールにつき1回	350円の範囲内で規則で定める額		
遊びの空間		1人1回につき	200円		
会議室		1時間につき	1,000円	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴って利用する場合は、左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。	

兵庫県立都市公園条例施行規則第5条の2に規定する基準額

兵庫県立都市公園条例規則 別表第4

区分			基準額
屋外プール	大人		1,200円
	生徒等及び高齢者		600円
屋内プール	温水プールのみを利用する場合	大人	700円
		生徒等及び高齢者	350円
	温水プールとフィットネスジムを併せて利用する場合	一般	800円
		高齢者	400円
アイススケートリンク	大人		1,200円
	生徒等、幼児及び高齢者		600円
グラウンドゴルフ場	16歳以上の者		350円
	16歳未満の者		200円

- 備考 1 「大人」とは、15歳以上の者で、「生徒等」又は「高齢者」のいずれにも該当しないものをいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらに準ずる学校の生徒及び児童を含む。）をいう。
- 3 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。
- 4 「一般」とは、16歳以上の者で、「高齢者」に該当しないものをいう。
- 5 「幼児」とは、3歳以上の就学前の者をいう。
- 6 就学前の者が屋外プール及び屋内プールで温水プールのみを利用する場合は、無料とする。
- 7 3歳未満の者がアイススケートリンクを利用する場合は、無料とする。
- 8 屋内プール又はアイススケートリンクを回数券又はプリペイドカードにより利用する場合の基準額は、それぞれの金額の欄に定める額に11分の10を乗じて得た額とする。

<参考2：使用料>

- ・都市公園法第5条及び兵庫県都市公園条例第4条の許可申請に伴う使用料
兵庫県都市公園条例 別表第1（第11条関係）

区分	種別		単位	金額	
				甲号	乙号
1 公園施設を設ける場合	標識、ぼんぼり、アーチその他これらに類するもの	恒常的なもの	1基につき1年	円 3,160	円 1,510
		臨時的なもの	1基につき1月	510	310
	営業用ポート		1隻につき1月	3,420	2,060
	軽飲食店、売店その他の常設の工作物		1平方メートルにつき1年	3,430	2,060
	露店その他の仮設工作物		1平方メートルにつき1日	45	30
2 公園施設を管理する場合	軽飲食店、売店その他の建築物	恒常的なもの	1平方メートルにつき1年	11,760	10,380
		臨時的なもの	1平方メートルにつき1日	220	200
3 行為の許可を受けた場合（1及び2に該当する場合を除く。）	展示会その他の催し		1平方メートルにつき1日	30	15
	その他の営業		1件につき1月	2,570	1,550
			1件につき1日	170	100

甲号：尼崎の森中央緑地

- ・都市公園法第6条の許可申請に伴う使用料
兵庫県都市公園条例 別表第2（第11条関係）

種別	単位	金額		
		甲地	乙地	丙地
競技会、展示会、博覧会等の仮設工作物	1平方メートルにつき1月	円 640	円 390	円 210
	1平方メートルにつき1日	40	25	15

甲地：尼崎の森中央緑地

<参考3：供用日・供用時間>

・兵庫県都市公園条例規則 別表第3（第5条関係）

区分	供用日	供用時間	
有料公園施設	運動施設	12月29日から翌年の1月3日までの間において知事が定める日以外の日。ただし、火曜日を除く。	9時から日没時まで(照明を伴う利用ができる運動施設にあっては、9時から21時まで)の間において、知事が定める時間
	駐車場	12月29日から翌年の1月3日までの間において知事が定める日以外の日	9時から21時までの間において、知事が定める時間
	会議室	12月29日から翌年の1月4日までの間において知事が定める日以外の日。ただし、兵庫県立尼崎の森中央緑地会議室にあっては、火曜日を除く。	9時から21時までの間において、知事が定める時間
	屋外プール	7月7日から9月1日まで。ただし、火曜日を除く。	9時から日没時までの間において、知事が定める時間
	屋内プール	5月20日から8月31日まで。ただし、火曜日を除く。	9時から21時までの間において、知事が定める時間
	アイススケートリンク	10月1日から4月10日まで	9時から21時までの間において、知事が定める時間
	フットサルコート	12月29日から翌年の1月3日までの間において知事が定める日以外の日	9時から21時までの間において、知事が定める時間
	グラウンドゴルフ場	9月8日から翌年の6月30日まで。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの間において知事が定める日を除く。	9時から日没時までの間において、知事が定める時間
	遊びの空間	12月29日から翌年の1月4日までの間において知事が定める日以外の日。ただし、火曜日を除く。	9時から21時までの間において、知事が定める時間

ただし、知事は、必要があると認めるときは、供用日の一部を変更し、供用時間を延長し、又は短縮することができる。